

令和7年度 建設工事等の発注方針について

国や地方公共団体は、道路や河川、公園等の社会資本を整備・維持する者として、公平・公正を堅持しつつ、良質な成果品を低廉な価格で適時に調達し、市民に提供する責任があります。

また、公共工事は、税金を原資として市民生活および経済活動の基盤を整備するものであり、社会生活上重要な意義を有しており、その品質は、現在および将来の市民のために確保されなければなりません。

このような公共工事の取り扱いについて、当市においては「透明性の確保」・「公正な競争の促進」・「信頼確保」・「品質確保」の4点を基本的な柱とし、市民に信頼される発注方法や市民が最も期待する優良な工事成果物を得られることを常に意識しながら、発注を行っていくものとします。

また、依然として特に地方の建設業の経営を取り巻く環境が厳しい状況にあるなかで、建設業は地域の雇用を確保し、災害時の緊急対応等、安全安心の確保に大きな役割を果たしています。

このことから、当市では、今後も建設業が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、一般競争入札においても市内業者の受注機会の確保に努める等、入札・契約手続等において対策を講じていくものとします。

1. 透明性の確保（入札・契約手続きの透明性）

- 1 入札・契約手続きの適正な執行を図り、その透明性、客観性、競争性を確保するため、入札経過等を第三者機関である「草津市入札監視委員会」において審議をいただき、議事概要をホームページおよび閲覧により公表します。
- 2 当該年度に発注を予定している工事の名称、発注時期等をホームページおよび閲覧により公表します。
- 3 入札参加者の格付基準、指名選定基準、指名停止基準をホームページおよび閲覧により公表します。
- 4 一般競争入札および指名競争入札の結果については、その経過も含め、全て電子入札システムおよび閲覧等により公表します。
- 5 一定金額以上の建設工事において、変更契約を締結した場合は、その内容や理由も含め、ホームページおよび閲覧により公表します。
- 6 随意契約については、一定金額以上の契約内容をホームページおよび閲覧により公表します。

- 7 入札の透明性・公正性の一層の向上を図り、工事費積算の妥当性を確認するため、予定価格 5 百万円超の競争入札工事案件について、引き続き建設工事の積算疑義申立制度を実施します。また、建築工事等についても、入札者の積算の効率化を図るため、入札通知時に参考数量の公開を実施します。
- 8 市民に市の発注工事をより身近に感じていただき、なお一層、工事に対する理解と協力が得られるよう請負金額等の情報を現場標示板に表示します。

2. 公正な競争の促進（入札参加者間の公正な競争）

- 1 入札方式は、一般競争入札を基本とし、導入拡大を図ってきたところですが、地域の建設業の経営を取り巻く環境が依然として厳しい状況であることに鑑み、一般競争入札の導入基準を、7 千万円以上としています。今後、より公正な競争を促すために、7 千万円未満の案件についても、一般競争入札の導入を検討します。
- 2 工事の一般競争入札の参加者にかかる条件設定について、近年における市内業者による大型工事の良好な施工実績に鑑みて、市内業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できることから、市内業者への発注については、概ね 5 億円程度までの工事としますが、これを超える工事についても、①工事の工法等が特に特殊な新技術等を用いない場合、②単純な工事などで施工面積等が大きなことにより工事価格が高額な場合、③工法は単純であるが、資材価格等の占める割合が高い場合は、工事の難易度を勘案し発注を決定します。
- 3 競争性を十分に確保するために、指名業者数は 7 者以上を基本とし、草津市建設工事指名選定基準の別表 1 および別表 2 を適用しますが、依然として地域の建設業の経営を取り巻く環境が厳しい状況にあるなかで、市内業者の受注機会の確保を図るため、今日の状況が改善されるまでの間は、指名業者数がそれ以下でも可とします。
- 4 近年、参加者が少ないことなどによる入札不調がおこっていることから、引き続き市内業者の受注機会の確保に努める一方で、参加者の少ない入札については、市外業者の参加等について検討します。

- 5 予定価格を事前公表、最低制限価格を事後公表とする入札を原則とします。
ただし、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる等の弊害が生じた場合には、予定価格の事後公表についても検討します。
- 6 建設工事等の入札については、予定価格を事前公表する場合は、入札回数を1回とします。予定価格を事後公表する場合の入札回数は最大3回とします。
- 7 入札には、見積内訳書の提出を必ず求めることから、見積内訳書を提出しない場合は、入札に参加できないこととします。また、入札書の金額が見積内訳書の金額と一致していない場合は、その入札書は無効とします。
- 8 指名競争入札における近年の棄権率の減少および応札率への影響を鑑み、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」の見直しを行ったことから、入札棄権に伴う指名保留措置は行わないものとしますが、入札を辞退する場合には、引き続き辞退届の提出を求めるものとします。
- 9 最低賃金法等を順守するとともに、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築する観点から、一次下請企業は原則として社会保険等加入企業に限定し、建設工事契約約款において、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを規定し、法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めます。また、下請負人が社会保険未加入業者である場合、受注者に対して指導等を行います。
- 10 それぞれの業種に応じ、工事現場の安全管理や適切な施工現場の確保ができないなど、施工に支障がある場合を除き、可能な限り、分離発注を行うとともに、適切な発注ロットの設定を前提として分割発注に努めます。
- 11 市内業者の技術力の向上を図るにあたり、建設業の経営を取り巻く経済環境が厳しい状況であることを考慮のうえ、大規模で技術的難易度の高い工事や市内業者の単独受注が難しいと考えられる工事については、市内業者の受注機会の確保に努めることから、市内業者を一構成員とした特定建設工事共同企業体による発注を採用します。

3. 信頼確保（不正行為の排除の徹底を図る）

- 1 清潔で民主的な市政の発展と公共の福祉の向上に寄与するため、市長と市民の双方の責務を明確にした「草津市長の政治倫理に関する条例」とともに、職員においても、いわゆる口利きへの対応など、「草津市職員倫理規程」に基づき、不正行為の排除の徹底を図っています。
- 2 「草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例」により、行政の透明性の向上および公正な職務執行の確保を図るとともに、要望等に対しては、組織として適切な対応をすることで、不正な働きかけに対する抑止を図っています。
- 3 「公益通報者保護法」の施行に伴い、法令違反行為を通報した者が、通報したことを理由として解雇等の不利益な取り扱いを受けないよう、公益通報者の保護についての体制を整備しています。
- 4 不正行為等の発生防止を徹底する観点から、指名停止を受けた者および期間、理由等をホームページおよび閲覧により公表するとともに、報道機関にも資料提供をします。
- 5 関係法令の改正や県および近隣市の改正状況を勘案しながら、随時、指名停止基準の見直しを行います。
- 6 市の発注する建設工事等から暴力団員等による不当介入を排除するため、暴力団員等による不当介入がなされた場合に、受注者に県警察および発注機関への当該事実の通報ならびに必要な捜査協力を義務付けるとともに、それらの義務を行わなかった場合には、ペナルティ措置を講ずる仕組みを導入し、不当介入の排除の徹底を図っています。
- 7 発注者が契約を解除できる場合として、「草津市暴力団排除条例」に基づき、受注者またはその役員等が暴力団員である場合等の規定を定めており、不良・不適格業者の排除の徹底を図っています。

4. 品質確保（適正な施工の確保）

- 1 国土交通省において、現在および将来にわたる公共工事の適正な施工および品質の確保とその担い手の確保を目的として、平成26年に「公共工事の入

札及び契約の適正化の促進に関する法律」「公共工事の品質確保の促進に関する法律」「建設業法」のいわゆる担い手3法が改正され、その後、担い手3法に関する方針や指針等も改正されました。その中で、発注者として「適正な予定価格の設定」や「ダンピング対策の強化」等の努力義務についても改正されていることや、急激な資材価格の高騰を受けて現場技術者の賃金の原資となる労務費等がしわ寄せを受けないよう、高騰分の適切な価格転嫁が求められていることから、今後も適正な品質確保に取り組みます。

- 2 一括下請は全面的に禁止し、下請を行う受注者には施工体制台帳の写しの提出を求める等、施工体制の適正化を図ります。また、「草津市建設工事現場施工体制点検要領」に基づき、契約金額4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の工事については、現場での施工体制の点検を行います。
- 3 工事の施工中における諸管理（施工管理、品質管理、工程管理、出来形管理、安全管理）が適切に行われているかを把握し、質的向上と円滑な施工を図るために、適宜中間検査を行います。
- 4 現場管理について、適正な技術者の配置および現場代理人の当該工事における常駐義務の徹底と合わせ、受注者との直接的な雇用関係の確認を行います。なお、厳しい経営環境下における施工体制の合理化に配慮し、請負金額が4,500万円未満の工事では発注者または監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること等、一定の要件を満たす場合は、現場代理人を3件まで兼務することを認めます。また、工事現場は市民生活に密接な関わりがあり、現場代理人の存在を明らかにする必要があることから、現場代理人と記した腕章の着用を義務付けます。
- 5 専任の主任技術者または監理技術者の配置を要する工事にあつては、受注者と配置技術者との直接的かつ恒常的な（入札の執行日または随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日以前に3ヶ月以上の）雇用関係についての確認を行います。
- 6 建設工事最低制限価格設定基準については、国土交通省の低入札価格調査基準（中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下、「中央公契連」という。）モデル）を参考に設定しており、令和4年3月より中央公契連モデルが見直されたことから、市の基準について見直しを行いました。また、業務委託の最低制限価格設定については、令和2年4月1日から除草・剪定業務について導入しており、清掃業務や測量業務、建設コンサルタント

業務、地質調査業務および補償関係コンサルタント業務についても、令和5年4月1日から最低制限価格を導入いたしました。今後も国の基準の見直しに合わせて、引き続き見直しを検討します。

- 7 市内建設業者における格付の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。
- 8 市内建設業者の格付について、平成31年度から従来の主観点項目に保護観察対象者等の就労支援について加点項目を追加し、令和2年度から経営管理の加点点数を見直すとともに、企業として草津市内の道路や河川等のボランティア清掃活動を行った場合について加点項目を追加しました。また、指名停止を受けたことによる処分について、従前は降格処分としていたのを、令和8年度から指名停止期間に応じて主観点を減点する方式に変更します。
- 9 技術者を適正に配置できない場合は、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」に基づき指名の制限を行います。
- 10 不良工事施工者に対しては、「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」に基づき厳正な措置を講じます。
- 11 工事成績評定について、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努め、評定結果を発注者間で相互利用の促進を図ることを目的として工事成績評定を行い、評定結果は閲覧により公表します。
- 12 発注した建設工事において、適正な工事の施工および技術力の向上を図ることを目的として、「草津市優良工事表彰実施要領」に基づき優秀な成績をもって施工した建設業者を表彰します。
- 13 一般競争入札においては、手続きの透明性や客観性、競争性の高さといった大きなメリットを有する反面、不良・不適格業者の排除が困難であることや、工事の品質の低下が危惧されるところであります。総合評価方式による入札については、品質の確保に繋がることや、社会貢献活動等を評価することによって、社会的に評価された請負者の選定に繋がるため、一般競争入札の拡大を進めやすくするためにも、求める企業像に合致するような評価項目等を考慮し、総合評価方式による入札を検討します。
- 14 本市が発注する建設工事において、受注者の円滑な施工体制の確保等を行うため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間を設定した工事を必要に応じて試行します。

- 1 5 建設事業について、時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用されるため、令和6年度から、週休2日制工事の取り組みを本格的に実施しています。また、適切な工期設定に努めるため、債務負担行為の活用等による施工時期の平準化や計画的な発注を行います。

5. その他

- 1 「草津市入札監視委員会」からの意見等に基づき、より一層の透明性、客観性、競争性を確保するため、必要事項については、年度途中であっても適宜改正を行うものとします。
- 2 草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティ実現のため、環境に配慮した取組みに努めるものとします。
- 3 この方針は、令和7年4月1日から施行します。

<注意事項>

- 1 市内業者は、資格確認審査および格付けを毎年実施しますので、必要な書類の提出を求めます。特に経営事項審査の結果通知書の提出を求めますので、必ず経営事項審査を受けておいてください。
なお、入札参加資格について、年度途中での登録等の申請は受け付けません。
また、入札参加資格審査申請書提出後に変更のあった場合（本店所在地、代表者、電話番号等）は、速やかに変更申請してください。